

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成二十年一月二十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出者の氏名及び住所  
氏名 三島 重朗  
住所 倉敷市中島一八九八
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (株)仁科百貨店小溝店  
所在地 倉敷市中島字小溝二六六一一一
- 三 廃止年月日  
平成十二年十月二十九日